

■ 制度概要

出典：令和7年3月13日開催 全国高齢者医療主管課（部）長及び国民健康保険主管課（部）長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料

- 子ども・子育て支援金制度については、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、**医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出を求める**制度。
- 令和8年度より毎年度、国は、支援納付金対象費用に充てるため、医療保険者から支援納付金を徴収する。
医療保険者は、**医療保険制度上の給付に係る保険料**や介護保険料とあわせて、**子ども・子育て支援金を徴収**する。
医療保険者が**被保険者から徴収する支援金**は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、**保険者が設定**。
- **国民健康保険における支援金**については、**本制度が少子化対策に係るもの**であることに鑑み、**子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう**、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの**子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる**。
- 医療**保険者への財政支援**として、医療保険制度における**介護納付金の例を参考**に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

■ 制度開始に向けて

- 令和8年度より、国民健康保険料（医療分、後期分、介護分）に、子ども・子育て支援金（以下「子ども支援金」という。）分が加わることから、**大阪府国民健康保険運営方針に**、子ども支援金にかかる内容の**追記が必要**。
- また、子ども支援金は、国民健康保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、保険者が設定することとされている。納付金の算定式は国から示されているものの、賦課方式・賦課割合については、どの方式等にするかは保険者に委ねられている。
- 大阪府においては、保険料水準を完全統一しており、医療分等における、賦課方式・賦課割合についても、全市町村の合意によって統一していることから、**子ども支援金における、賦課方式・賦課割合についても、統一する必要**がある。

■ 賦課方式・賦課割合について

- 国民健康保険における子ども支援金については、当該制度が少子化対策に係るものであることを踏まえ、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満被保険者の均等割額の10割軽減分を18歳以上被保険者に賦課する仕組みとしており、子育て世帯への配慮のもと、賦課の対象を限定的（18歳以上被保険者）に捉えている。
- また、子ども支援金分の賦課が18歳以上被保険者に限定される仕組み上、子育て世帯の被保険者であっても、他の被保険者との関係では、受益と負担の公平性の観点から、18歳以上被保険者単位での公平性を図る必要がある。
- これらを踏まえるとともに、アンケート結果（二方式：38団体、三方式：5団体）も鑑み、子ども支援金制度にかかる**賦課方式は「二方式」とし、賦課割合は「100:0」とする**。

【賦課方式が2方式の場合の18歳未満の子どもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）】

（18歳未満被保険者）



（18歳以上被保険者）

